

議案第 79 号

桐生市市営住宅条例の一部を改正する条例案

桐生市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市市営住宅条例の一部を改正する条例

桐生市市営住宅条例(平成 17 年桐生市条例第 58 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

新川団地	桐生市浜松町二丁目
浜松町団地	桐生市浜松町二丁目
仲町三丁目団地	桐生市仲町三丁目

」

を

「

新川団地	桐生市浜松町二丁目
仲町三丁目団地	桐生市仲町三丁目

」

に、

「

広沢町四丁目団地	桐生市広沢町四丁目
広沢町五丁目団地	桐生市広沢町五丁目
広沢町六丁目団地	桐生市広沢町六丁目
梅林団地	桐生市広沢町間ノ島
間ノ島団地	桐生市広沢町間ノ島

」

を

「

広沢町四丁目団地	桐生市広沢町四丁目
広沢町六丁目団地	桐生市広沢町六丁目
間ノ島団地	桐生市広沢町間ノ島

」

に、

「

川内町一丁目 B 団地	桐生市川内町一丁目
川内町三丁目 B 団地	桐生市川内町三丁目
川内町五丁目団地	桐生市川内町五丁目

」

を

「

川内町一丁目 B 団地	桐生市川内町一丁目
川内町五丁目団地	桐生市川内町五丁目

」

に、

「

上菱団地	桐生市菱町五丁目
相生町一丁目団地	桐生市相生町一丁目
足仲団地	桐生市相生町一丁目

」

を

「

上菱団地	桐生市菱町五丁目
足仲団地	桐生市相生町一丁目

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 79 号 桐生市市営住宅条例の一部を改正する条例案

市営住宅の浜松町団地外 4 団地の用途廃止に伴い、本条例に掲げる別表から当該団地を削除しようとするものです。